

北海道胆振総合振興局告示第15号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和元年9月30日

北海道胆振総合振興局長 花岡 祐志

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量 暖房用燃料1リットル当たりの単価

ア 入札番号1	A重油（室蘭市・登別市地域）	52,800リットル
イ 入札番号2	A重油（苫小牧市地域／大口）	29,300リットル
ウ 入札番号3	A重油（苫小牧市地域／小口）	24,100リットル
エ 入札番号4	A重油（洞爺湖町地域）	15,700リットル
オ 入札番号5	A重油（日高町地域）	18,600リットル
カ 入札番号6	A重油（浦河町地域）	12,000リットル
キ 入札番号7	灯油（苫小牧市・安平町地域）	25,400リットル

なお、アからキまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 契約の目的の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和元年11月1日から令和2年5月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格（17.暖房燃料）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(5) 1の(1)のアからエまで及びキについては、北海道内に本店を有し、かつ、胆振総合振興局管内に本店、支店又は営業所等を有すること。

(6) 1の(1)のオ及びカについては、北海道内に本店を有し、かつ、日高振興局管内に本店、支店又は、営業所等を有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年9月30日（月）から令和元年10月10日（木）まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558

北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階
北海道胆振総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル内
北海道胆振総合振興局 3階大会議室A

(2) 入札日時 令和元年10月23日(水)午後2時(送付による場合は、令和元年10月21日(月)
午後5時までに必着。)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道胆振総合振興局総務課需品係

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道胆振総合振興局総務課のホームページにおいてダウンロードすることができる。

(<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatukoukoku.htm>)

9 送付による入札の可否

認める。

10 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否
要

13 支出負担行為を行う者（契約者）
入札説明書による。

13 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道胆振総合振興局総務課需品係

イ 所在地 郵便番号 051-8558

室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階

ウ 電話番号 0143-24-9565

(4) 前金払はしない。

(5) 概算払はしない。

(6) 部分払はしない。

(7) 送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(8) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(9) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) この入札の執行は、公開する。

(11) 詳細は、入札説明書による。

なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。